

平成30年度事業計画

（ 自 平成30年 4月 1日
至 平成31年 3月 31日 ）

1. 基本方針

建築士事務所憲章にのっとり、地域に於いては常に存在価値を認められる建築士事務所として、豊かな潤いのある環境づくりに励み、内にあるはずの無限の技術や業務の研鑽に努める。

また、会員相互の結束を一層固め、建築設計・監理業務を通して建築文化の発展に寄与すると共に、公益事業の適正な実施と法定団体としての責務を果たし、広く社会に貢献する。

2. 平成30年度重点施策

- 1 会員・構成員の充実強化
- 2 法定講習の円滑な実施
- 3 消費者に対する建築士事務所の業務と役割の周知
- 4 適正な建築士事務所業務報酬等の周知及び普及
- 5 各種講習会・研修会・見学会等の実施
- 6 公共団体及び関連団体との連携強化
- 7 建築物耐震化に関する対応
- 8 指定事務所登録機関としての適正な業務の実施
- 9 青少年の建築技術に関する指導育成
- 10 後継者育成支援事業の実施
- 11 建築士法第27条の5に基づく苦情解決業務の円滑な実施
- 12 各委員会の活性化
- 13 建築士事務所賠償責任保険の加入促進
- 14 建築 CPD 情報提供制度の活用推進の為の情報提供